令和８年第２回定例市議会議案

岸　和　田　市

令和８年第２回定例市議会議案

議案番号	件　　名	備考・頁
報告第２号	専決処分の報告について	Ｐ．５
報告第３号	令和７年度岸和田市継続費繰越計算書の報告について	Ｐ．19
報告第４号	令和７年度岸和田市繰越明許費繰越計算書の報告について	Ｐ．23
報告第５号	令和７年度岸和田市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	Ｐ．29
報告第６号	一般財団法人岸和田市公園緑化協会の経営状況の報告について	Ｐ．33
議案第33号	専決処分の承認を求めるについて （岸和田市市税条例の一部改正について）	Ｐ．45
議案第34号	岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	Ｐ．53
議案第35号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	Ｐ．57
議案第36号	岸和田市市税条例の一部改正について	Ｐ．61
議案第37号	岸和田市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について	Ｐ．69
議案第38号	岸和田市介護保険条例の一部改正について	Ｐ．73
議案第39号	岸和田だんじり会館条例等の一部改正について	Ｐ．77
議案第40号	令和８年度岸和田市一般会計補正予算（第１号）	Ｐ．83
議案第41号	令和８年度岸和田市病院事業会計補正予算（第１号）	Ｐ．87
議案第42号	和解の追認について	Ｐ．89

議案番号	件　　名	備考・頁
議案第43号	訴えの提起について	Ｐ．91
議案第44号	大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について	Ｐ．93
議案第45号	財産取得について （高規格救急自動車）	Ｐ．97
議案第46号	財産取得について （消防ポンプ自動車）	Ｐ．99
議案第47号	教育委員会の委員任命につき同意を求めるについて	別途送付
議案第48号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第49号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第50号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第51号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第52号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第53号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第54号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第55号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第56号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第57号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第58号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃

議案番号	件　　名	備考・頁
議案第59号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	別途送付
議案第60号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第61号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第62号	公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて	〃
議案第63号	監査委員選任につき同意を求めるについて	〃
議案第64号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	〃
議案第65号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	〃
議案第66号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	〃
議案第67号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	〃
議案第68号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	〃
議案第69号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	〃
議案第70号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	〃
議案第71号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	〃
議案第72号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	〃
議案第73号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	〃
議案第74号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	〃
議案第75号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	〃

報告第２号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により本議会に報告する。

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

専決処分第２号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第１項並びに市長の専決処分事項に関する条例第２号及び第３号の規定により専決処分する。

令和８年３月４日処分

岸和田市長　佐　野　英　利

記

損害賠償の発生原因	金　　額
公用車運転中におけるフェンス損壊事故	55,365円 （フェンス修繕費）

専決処分第３号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第１項並びに市長の専決処分事項に関する条例第２号及び第３号の規定により専決処分する。

令和８年３月22日処分

岸和田市長　佐　野　英　利

記

損害賠償の発生原因	金　　額
公用車運転中における水道管損壊事故	11,000円 （水道管修繕費）

専決処分第５号

岸和田市手数料条例及び岸和田市印鑑の登録及び
証明に関する条例の一部改正について

岸和田市手数料条例及び岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和８年４月２日処分

岸和田市長　　佐　野　英　利

岸和田市手数料条例及び岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

（岸和田市手数料条例の一部改正）

第１条　岸和田市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第２条第25号中「第12条の２第４項第２号ロ」を「第12条の２第４項第３号ロ」に改める。

（岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）

第２条　岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成４年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第14条第３項第２号中「第12条の２第４項第２号ロ」を「第12条の２第４項第３号ロ」に改める。

附　則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第46号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

専決処分第６号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第１項並びに市長の専決処分事項に関する条例第２号及び第３号の規定により専決処分する。

令和８年６月１日処分

岸和田市長　佐　野　英　利

記

損害賠償の発生原因	金　　額
市道上における自動車損壊事故	200,288円 （車両修繕費）

専決処分第７号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第１項並びに市長の専決処分事項に関する条例第２号及び第３号の規定により専決処分する。

令和８年６月１日処分

岸和田市長　佐　野　英　利

記

損害賠償の発生原因	金　　額
公用車運転中における原動機付自転車損壊事故	107,100円 （車両修繕費）

報告第３号

令和７年度岸和田市継続費繰越計算書
の報告について

地方自治法施行令第145条第１項の規定により継続費の逓次繰越しを行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和８年６月 22 日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

令和７年度岸和田市

款	項	事業名	継続費の総額	令和７年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計
			円	円	円	円
02 総務費	01 総務管理費	公共施設管理事業	210,000,000	84,000,000		84,000,000
03 民生費	02 児童福祉費	市立認定こども園整備事業（市立春木・大芝こども園）	680,000,000	340,000,000	96,230,000	436,230,000
03 民生費	02 児童福祉費	市立認定こども園整備事業（（仮称）市立桜台・光明認定こども園）	400,000,000	160,000,000		160,000,000
04 衛生費	01 保健衛生費	斎場整備事業	3,625,830,000	1,274,248,000	238,808,000	1,513,056,000
06 農林水産業費	01 農業費	土地改良施設整備事業	110,000,000	44,000,000		44,000,000
08 土木費	07 都市計画費	田治米畑町線整備事業	396,071,000	158,420,000		158,420,000
合計			5,421,901,000	2,060,668,000	335,038,000	2,395,706,000

継続費繰越計算書

（一般会計）

支出額及び支出見込額	残　　額	翌　年　度 逓次繰越額	左　の　財　源　内　訳				
			繰 越 金	特　定　財　源			
				国庫支出金	府 支 出 金	地　方　債	そ　の　他
円	円	円	円	円	円	円	円
71,900,000	12,100,000	12,100,000	1,300,000			10,800,000	
306,689,976	129,540,024	129,540,024	9,140,024			120,400,000	
54,760,000	105,240,000	105,240,000	6,240,000			99,000,000	
1,493,396,000	19,660,000	19,660,000	2,530,000			7,300,000	9,830,000
39,050,000	4,950,000	4,950,000	118,750		3,712,500	500,000	618,750
156,175,500	2,244,500	2,244,500	244,500			2,000,000	
2,121,971,476	273,734,524	273,734,524	19,573,274	0	3,712,500	240,000,000	10,448,750

報告第４号

令和７年度岸和田市繰越明許費繰越計算書
の報告について

地方自治法施行令第146条第１項の規定により繰越しを行ったので、同条第２項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和８年６月 22 日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

款	項	事業名	金額
02 総務費	03 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務事業	円 1,848,000
		住民基本台帳事務事業	1,820,000
03 民生費	01 社会福祉費	物価高騰重点支援給付金支給事業	255,449,199
	02 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	2,011,000
04 衛生費	04 墓苑費	市営墓地整備事業	31,050,000
	05 上水道費	大阪広域水道企業団負担事業	661,555,000
06 農林水産業費	01 農業費	土地改良施設整備事業	105,199,000
	02 林業費	林道管理事業	54,071,100
	03 農林水産等振興費	水産業振興事業	152,649,000
08 土木費	03 交通安全対策費	交通安全施設維持事業	73,000,000
	07 都市計画費	市街地形成事業	49,668,170
		広域幹線計画事業	19,500,000
		交通政策検討事業	54,618,000
		田治米畑町線整備事業	19,736,614
		公園施設改修事業	49,610,000
09 消防費	01 消防費	防災情報管理事業	8,765,000

繰越明許費繰越計算書

（一般会計）

翌年度繰越額	左の財源内訳					
	既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
円 1,848,000	円	円 1,848,000	円	円	円	円 0
1,820,000		1,820,000				0
255,449,199		200,000,000				55,449,199
2,011,000						2,011,000
31,050,000				23,200,000		7,850,000
661,555,000		5,555,000		656,000,000		0
105,199,000			60,863,400	27,100,000	15,169,000	2,066,600
54,071,100			40,150,000	11,200,000		2,721,100
152,649,000		76,324,000				76,325,000
73,000,000				65,700,000		7,300,000
49,668,170		11,909,000		6,000,000		31,759,170
19,500,000		7,800,000		10,500,000		1,200,000
54,618,000		27,309,000				27,309,000
19,736,614		10,854,000		7,900,000		982,614
49,610,000		20,966,000		21,500,000		7,144,000
8,765,000				8,700,000		65,000

款	項	事　業　名	金　額
10 教　育　費	02 小　学　校　費	小学校大規模改造事業	615,000,000
	03 中　学　校　費	中学校整備事業	128,000,000
	07 保 健 体 育 費	学校給食管理事業	10,000,000
合　計			2,293,550,083

翌年度繰越額	左の財源内訳					
	既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
615,000,000		201,000,000		414,000,000		0
128,000,000		16,100,000		111,900,000		0
10,000,000		1,700,000		8,300,000		0
2,293,550,083	0	583,185,000	101,013,400	1,372,000,000	15,169,000	222,182,683

報告第５号

令和７年度岸和田市下水道事業会計
継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令第18条の２第１項の規定により継続費の逓次繰越しを行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

令和７年度岸和田市下水道

款	項	事業名	継続費の総額	令和７年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計
			円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	磯ノ上下水処理場ポンプ場施設更新事業	842,000,000	220,000,000		220,000,000
		天の川下水ポンプ場他電気設備更新事業	620,000,000	12,400,000		12,400,000
		管路ストックマネジメント事業	1,150,700,000	82,132,000		82,132,000
		大沢町・内畑町管渠布設事業	155,200,000	62,080,000		62,080,000
合計			2,767,900,000	376,612,000	0	376,612,000

事業会計継続費繰越計算書

支払義務発生（見込）額	残　　額	翌　年　度 逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳				翌年度逓次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
			補助金	企業債	繰越工事資金	損益勘定留保資金	
円	円	円	円	円	円	円	円
170,000,000	50,000,000	50,000,000				50,000,000	
0	12,400,000	12,400,000				12,400,000	
51,530,600	30,601,400	30,601,400				30,601,400	
0	62,080,000	62,080,000		30,300,000	23,000,000	8,780,000	
221,530,600	155,081,400	155,081,400	0	30,300,000	23,000,000	101,781,400	0

報告第６号

一般財団法人岸和田市公園緑化協会の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の３第２項の規定により、一般財団法人岸和田市公園緑化協会の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

令和７年度 一般財団法人岸和田市公園緑化協会
事　業　報　告　書

事　業　概　要

<実施事業>

『緑化等事業』では、「みどりのリサイクル」として、発生した樹木の剪定枝葉を再生資源施設会社で破砕・チップ化し、再生・有効活用できるようにリサイクルを行いました。また、熟成させたチップを振るい分けしたものを袋詰めにし、土壌改良材として市内各保育所、幼稚園、小・中学校や町会、ボランティア団体等に配布しました。落葉についてもリサイクルして市民に配布し、緑化推進に取り組みました。また、「緑化講習会等」としては、中央公園にて年９回、浜工業公園にて年１回の講習会（草花の寄せ植え・松竹梅の寄せ植え等)を開催し、広く市民に緑と花への親しみの場を提供しました。

『公園施設等整備事業』では、公園施設（スポーツ施設を含む）等の改修・修繕及び緊急を要する市内各公園の整備を適宜行いました。

『ゲートボール場「すぱーく岸和田」運営事業』においては、利用者の健康・体力づくりを図るとともに、利用率を上げるため、ゲートボール以外の利用促進等、効果的な管理運営に努めました。

<その他事業>

『指定管理事業』では、「中央公園指定管理事業」「都市公園等指定管理事業」として市内公園・児童遊園・ちびっこ広場・緑地等の除草・清掃、ごみ収集、花壇の植栽・管理、樹木剪定等を行うとともに、公園施設等を定期的に巡回し、遊具などの点検・補修等を行い「街と人」・「人と緑」の調和のとれた快適な都市機能が発揮できるよう維持管理に努めました。また、中央公園・浜工業公園の有料施設（プール、テニスコート、スポーツ広場、球技広場、管理棟）及び南公園小体育館の効果的な運営管理を行いました。

「総合体育館指定管理事業」では、大規模施設として快適な環境を提供し、利用者の安全を守るため、日常の保守点検には万全を尽くしました。

主な行事としては、岸和田市民大会をはじめ、各種目の全国大会予選大会、全日本フットサル選手権等の大規模な競技会と、観るスポーツとして、Ｆリーグ公式戦（フットサル)、Ｗリーグ（バスケットボール女子)、Ｖリーグ（バレーボール）等が開催され、多くの入場者を迎えることができました。また、市民体育大会、社会人クラブ

チームの各種大会、室内運動会や障害者のスポーツイベント、スポーツ以外の市が主催する行事等にも幅広く利用されました。その他、一般スポーツ団体の競技会や練習での利用等にも、有効かつ公平に利用していただけるよう施設運営に努めました。さらに、腰・肩凝りストレッチ、サーキットトレーニング等、利用者の体力向上・健康保持増進のため、トレーニングルームの運営を行いました。

「市民体育館指定管理事業」では、小規模屋内スポーツ施設として、市民のスポーツを楽しむ機会を増やし、楽しく健康で生きがいのある暮らしをサポートすることに努めました。

また、「運動広場等指定管理事業」では、屋外スポーツ施設として、市民のスポーツを楽しむ機会を増やし、楽しく健康で生きがいのある暮らしをサポートすることに努めました。

「駐車場指定管理事業」では、中央公園・総合体育館の利用者が安全・快適に利用できるよう適切な管理運営に努めました。

「指定管理関連事業（紅葉館）」では、国登録文化財旧岸和田村尋常小学校舎の管理を行いました。

「スポーツ振興事業」では、テニス女子ダブルス大会を年２回、平日を利用して開催しました。フィットネス教室として、からだ改善教室・リラックスヨガ教室の２種目を臨海会館で、中高齢者を対象にした１種目をゲートボール場で開催しました。また、総合体育館においてスポーツ教室を行い、生涯スポーツの振興に寄与するとともに、それぞれの施設の有効利用を図りました。

令和７年度　正味財産増減計算書　予算実績対比表
実施事業会計

（令和７年４月１日から
令和８年３月31日まで）

科　目	予算額	決算額	増減
	円	円	円
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①事業収益	(13,068,000)	(6,698,630)	(6,369,370)
緑化等事業収益	5,700,000	5,523,380	176,620
ゲートボール場運営事業収益	1,498,000	1,175,250	322,750
公益目的繰入金	5,870,000	0	5,870,000
②受取寄付金	(0)	(0)	(0)
寄付金収益	0	0	0
③雑収益	(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0	0
経常収益計	13,068,000	6,698,630	6,369,370
(2) 経常費用			
①事業費			
緑化等事業費	7,924,000	5,856,524	2,067,476
公園施設等整備事業費	1,455,000	130,974	1,324,026
ゲートボール場運営事業費	3,689,000	2,843,560	845,440
事業費計	13,068,000	8,831,058	4,236,942
経常費用計	13,068,000	8,831,058	4,236,942
当期経常増減額	0	△ 2,132,428	2,132,428
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	△ 2,132,428	2,132,428
当期一般正味財産増減額	0	△ 2,132,428	2,132,428
一般正味財産期首残高	10,539,102	10,539,102	0
一般正味財産期末残高	10,539,102	8,406,674	2,132,428
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	10,539,102	8,406,674	2,132,428

令和７年度　正味財産増減計算書　予算実績対比表
その他事業会計

（令和７年４月１日から
令和８年３月31日まで）

科　目	予算額	決算額	増減
	円	円	円
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①事業収益	(402,577,000)	(393,740,726)	(8,836,274)
都市公園等指定管理事業収益	125,911,000	127,824,224	△ 1,913,224
中央公園指定管理事業収益	54,677,000	52,681,610	1,995,390
総合体育館指定管理事業収益	102,678,000	96,209,159	6,468,841
市民体育館指定管理事業収益	23,267,000	22,674,593	592,407
運動広場等指定管理事業収益	42,389,000	38,377,659	4,011,341
駐車場指定管理事業収益	42,081,000	45,454,270	△ 3,373,270
指定管理関連事業収益(紅葉館)	720,000	803,000	△ 83,000
売店等運営事業収益	7,126,000	6,383,211	742,789
スポーツ振興事業収益	3,728,000	3,333,000	395,000
②雑収益	(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0	0
経常収益計	402,577,000	393,740,726	8,836,274
(2) 経常費用			
①事業費			
都市公園等指定管理事業費	125,911,000	124,587,792	△ 162,867
中央公園指定管理事業費	54,677,000	55,894,293	8,869,892
総合体育館指定管理事業費	102,678,000	94,441,984	463,538
市民体育館指定管理事業費	23,267,000	20,287,899	261,076
運動広場等指定管理事業費	42,389,000	41,204,271	1,547,991
駐車場指定管理事業費	42,081,000	42,171,727	△ 1,384,821
指定管理関連事業費(紅葉館)	720,000	678,957	△ 2,073
売店等運営事業費	7,126,000	6,081,643	287,917
スポーツ振興事業費	3,728,000	3,182,652	△ 618,261
事業費計	402,577,000	388,531,218	14,045,782
経常費用計	402,577,000	388,531,218	14,045,782
評価損益等調整前当期経常増減額	0	5,209,508	△ 5,209,508
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	5,209,508	△ 5,209,508
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	5,209,508	△ 5,209,508
当期一般正味財産増減額	0	5,209,508	△ 5,209,508
一般正味財産期首残高	120,199,090	120,199,090	0
一般正味財産期末残高	120,199,090	125,408,598	△ 5,209,508
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	120,199,090	125,408,598	△ 5,209,508

令和７年度　正味財産増減計算書　予算実績対比表
法人会計

（令和７年４月１日から
令和８年３月31日まで）

科　目	予算額	決算額	増減
	円	円	円
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取利息	2,000	149,670	△ 147,670
雑収益	1,203,000	4,993,758	△ 3,790,758
法人財産繰入金	8,445,000	0	8,445,000
スポーツ振興事業繰入金	0	0	0
経常収益計	9,650,000	5,143,428	4,506,572
(2) 経常費用			
①管理費			
給与費	1,200,000	1,200,000	0
諸経費	8,450,000	1,346,776	7,103,224
管理費計	9,650,000	2,546,776	7,103,224
経常費用計	9,650,000	2,546,776	7,103,224
当期経常増減額	0	2,596,652	△ 2,596,652
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	2,596,652	△ 2,596,652
当期一般正味財産増減額	0	2,596,652	△ 2,596,652
一般正味財産期首残高	1,440,032	1,440,032	0
一般正味財産期末残高	1,440,032	4,036,684	△ 2,596,652
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	1,440,032	4,036,684	△ 2,596,652

令和７年度　貸借対照表

（令和８年３月31日現在）

科　目	当年度	前年度	増減
	円	円	円
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金・預金	105,913,700	72,083,328	33,830,372
現金預金合計	105,913,700	87,152,634	18,761,066
(2) その他流動資産			
未収入金	20,782,943	25,874,669	△ 5,091,726
立替金	0	25,874,669	△ 25,874,669
仮払金	221,775	785,160	△ 563,385
その他流動資産合計	21,004,718	26,659,829	△ 5,655,111
流動資産合計	126,918,418	113,812,463	13,105,955
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金(基)	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
定期預金(特)	14,000,000	14,000,000	0
特定資産合計	14,000,000	14,000,000	0
(3) その他固定資産			
建物	299,547,690	299,547,690	0
車両運搬具	927,050	927,050	0
什器備品	6,132,400	6,132,400	0
ソフトウェア	523,580	523,580	0
減価償却累計額	△ 272,069,899	△ 269,485,026	△ 2,584,873
実施事業等会計	60,000,000	60,000,000	0
その他固定資産合計	95,060,821	97,645,694	△ 2,584,873
固定資産合計	119,060,821	121,645,694	△ 2,584,873
資産合計	245,979,239	235,458,157	10,521,082
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金	34,279,229	27,066,639	7,212,590
預り金	1,203,067	1,193,294	9,773
仮受金	931,155	0	931,155
流動負債合計	36,413,451	28,259,933	8,153,518
2 固定負債			
その他会計	60,000,000	60,000,000	0
退職給付引当金	10,693,832	14,000,000	△ 3,306,168
預り保証金	1,020,000	1,020,000	0
固定負債合計	71,713,832	75,020,000	△ 3,306,168
負債合計	108,127,283	103,279,933	4,847,350
Ⅲ 正 味 財 産 の 部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2 一般正味財産	137,851,956	132,178,224	5,673,732
（内基本財産への充当額）	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
（内特定資産への充当額）	(14,000,000)	(14,000,000)	(0)
正味財産合計	137,851,956	132,178,224	5,673,732
負債及び正味財産合計	245,979,239	235,458,157	10,521,082

令和８年度　事業計画書

＜実施事業計画＞

１　緑化等事業

（１）花いっぱい推進事業

（２）パンフレットの作成・配布

（３）清掃活動・街頭における緑化啓発

（４）緑化等講習会

（５）緑の募金活動

（６）コンクール表彰（「まちを美しくする市民運動推進協議会」緑化推進部会における表彰）

２　公園施設等整備事業

ゲートボール場「すぱーく岸和田」をゲートボール使用だけではなくフットサル等の種目にも利用できるよう、より多数の利用者の方へ、快適にかつ安心・安全に利用してもらえるよう整備を行う。

３　ゲートボール場「すぱーく岸和田」運営事業

生涯スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、利用者の健康・体力の増進に寄与

＜その他事業計画＞

１　売店等運営事業

（１）レンタル事業

（２）BBQ 事業

（３）キャンプ体験事業

２　スポーツ振興事業

（１）スポーツ教室の実施

（２）こども遊び広場（仮称）の実施

（３）イベント等の実施

令和８年度　実施事業会計予算書

（令和８年４月１日から
令和９年３月31日まで）

科　　目	予　算　額	前年度予算額	増　減　額	備　　考
	千円	千円	千円	
Ⅰ　収入の部				
事業収入	11,270	13,068	△ 1,798	
緑化等事業収入	800	5,700	△ 4,900	
ゲートボール場運営事業収入	2,000	1,498	502	
公益目的繰入金	8,470	5,870	2,600	
雑収入	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
当　期　収　入　合　計	11,270	13,068	△ 1,798	
Ⅱ　費用の部				
事業費	11,270	15,538	△ 4,268	
緑化等事業費	1,970	7,924	△ 5,954	
公園施設等整備事業費	2,130	1,455	675	
ゲートボール場運営事業費	4,860	3,689	1,171	
減価償却費	2,310	2,470	△ 160	
当　期　費　用　合　計	11,270	15,538	△ 4,268	
当　期　損　益	0	△ 2,470	2,470	

令和８年度　その他事業会計予算書

（令和８年４月１日から
令和９年３月31日まで）

科　　目	予　算　額	前年度予算額	増　減　額	備　　考
	千円	千円	千円	
Ⅰ　収入の部				
事業収入	1,700	270,276	△ 268,576	
都市公園等指定管理事業収入	0	119,785	△ 119,785	
中央公園指定管理事業収入	0	15,490	△ 15,490	
総合体育館指定管理事業収入	0	42,843	△ 42,843	
市民体育館指定管理事業収入	0	12,967	△ 12,967	
運動広場等指定管理事業収入	0	25,536	△ 25,536	
駐車場運営事業収入	0	42,081	△ 42,081	
指定管理関連事業（紅葉館）収入	0	720	△ 720	
売店等運営事業収入	500	7,126	△ 6,626	
スポーツ振興事業収入	1,200	3,728	△ 2,528	
利用料金収入	0	92,398	△ 92,398	
都市公園等有料施設利用料金収入	0	5,576	△ 5,576	
中央公園有料施設利用料金収入	0	15,000	△ 15,000	
総合体育館利用料金収入	0	51,300	△ 51,300	
市民体育館利用料金収入	0	6,000	△ 6,000	
運動広場等利用料金収入	0	14,522	△ 14,522	
企画事業収入	0	4,432	△ 4,432	
都市公園等企画事業収入	0	50	△ 50	
総合体育館企画事業収入	0	882	△ 882	
市民体育館企画事業収入	0	3,300	△ 3,300	
運動広場等企画事業収入	0	200	△ 200	
繰入金収入	0	35,621	△ 35,621	
自主事業繰入金収入	0	6,442	△ 6,442	
駐車場事業繰入金収入	0	21,722	△ 21,722	
指定管理繰入金収入	0	2,081	△ 2,081	
法人繰入金収入	0	5,376	△ 5,376	
当　期　収　入　合　計	1,700	402,727	△ 401,027	
Ⅱ　費用の部				
事業費	1,700	402,577	△ 400,877	
都市公園等指定管理事業費	0	125,911	△ 125,911	
中央公園指定管理事業費	0	54,677	△ 54,677	
総合体育館指定管理事業費	0	102,678	△ 102,678	
市民体育館指定管理事業費	0	23,267	△ 23,267	
運動広場等指定管理事業費	0	42,389	△ 42,389	
駐車場指定管理事業費	0	42,081	△ 42,081	
指定管理関連事業費（紅葉館）	0	720	△ 720	
売店等運営事業費	500	7,126	△ 6,626	
スポーツ振興事業費	1,200	3,728	△ 2,528	
減価償却費	0	0	0	
繰出金	0	27,003	△ 27,003	
指定管理事業への繰出金	0	27,003	△ 27,003	
法人事業への繰出金	0	0	0	
当　期　費　用　合　計	1,700	429,580	△ 427,880	
当　期　損　益	0	△ 26,853	26,853	

令和８年度　法人会計予算書

（令和８年４月１日から
令和９年３月31日まで）

科　　目	予　算　額	前年度予算額	増　減　額	備　　考
	千円	千円	千円	
Ⅰ　収入の部				
財産運用収入	0	2	△ 2	
基本財産利息収入	0	2	△ 2	
雑収入	20,470	9,648	10,822	
雑収入	20,470	9,648	10,822	
当　期　収　入　合　計	20,470	9,650	10,820	
Ⅱ　費用の部				
管理費	20,470	4,274	16,196	
給与費	18,400	1,200	17,200	
諸経費	2,070	3,074	△ 1,004	
繰出金	0	5,376	△ 5,376	
指定管理事業への繰出金	0	5,376	△ 5,376	
当　期　費　用　合　計	20,470	9,650	10,820	
当　期　損　益	0	0	0	

議案第33号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

専決処分第４号

岸和田市市税条例の一部改正について

岸和田市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和８年３月31日処分

岸和田市長　　佐　野　英　利

岸和田市市税条例の一部を改正する条例

岸和田市市税条例（平成12年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第８条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「、第86条の７第１項」を削り、同条第２号及び第３号中「第86条の７第１項の申告書、第101条第１項」を「第101条第１項」に改める。

第17条第３項中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「という。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第85条第１項中「３輪以上の軽自動車に対し、当該３輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって」を「軽自動車等に対し、その所有者に」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第１項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第２項とする。

第86条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第86条の２第１項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第１項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「３輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第２項中「３輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第86条の４から第86条の９までを削る。

第87条（見出しを含む。）、第88条（見出しを含む。）及び第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第１項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の４の２様式」を「第33号の４様式」に改め、同条第２項及び第３項中「第33号の４の２様式」を「第33号の４様式」に改める。

第91条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第92条（見出しを含む。）及び第93条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第94条第２項中「第85条第３項ただし書」を「第85条第２項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第７項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第９条の３の前の見出し及び同条を削り、附則第９条の３の２に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第１項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第１項に規定する居住年が」に、「において、前条

第１項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第５条の４の２第５項」を「附則第５条の４第５項」に改め、同条第２項中「附則第９条の３の２第１項」を「附則第９条の３第１項」に改め、同条を附則第９条の３とする。

附則第10条第１項中「令和９年度」を「令和12年度」に改め、同条第２項中「、附則第９条の３の２第１項」を削る。

附則第13条第３項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第４項中「附則第15条第22項第１号」を「附則第15条第21項第１号」に改め、同条第５項中「附則第15条第22項第２号」を「附則第15条第21項第２号」に改め、同条第６項中「附則第15条第22項第３号」を「附則第15条第21項第３号」に改め、同条第７項中「附則第15条第23項第１号」を「附則第15条第22項第１号」に改め、同条第８項中「附則第15条第23項第２号」を「附則第15条第22項第２号」に改め、同条第９項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第21項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第23項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第24項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第25項を同条第14項とし、同条第26項を同条第15項とする。

附則第14条第７項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第８項第４号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第６号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第９項第５号及び第11項第５号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第14条の２の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第７条の２第１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第３項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第３項第１号に規定する同法第２条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第３号中「第５条第３号」を「第５条各号」に、「劇場若しくは演芸場又は同条第４号に規定する集会場若しくは公会堂」を「特

別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第３項の条例で定める同法第２条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第37条中「第９項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第８項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第38条の２から第38条の６までを削る。

附則第38条の７の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「法第444条第３項に規定する」を「道路運送車両法第60条第１項後段の規定による」に、「から第４項」を「及び第３項」に改め、「の種別割」を削り、同条第２項中「令和４年４月１日から令和８年３月31日まで」を「令和７年４月１日から令和10年３月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第３項中「法第446条第１項第３号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和４年４月１日」を「令和７年４月１日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和８年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第４項を削り、同条を附則第38条の２とする。

附則第39条の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「の種別割」を削り、「から第４項まで」を「又は第３項」に改め、同条第２項及び第３項中「の種別割」を削る。

附則第39条の２第３項第２号、第40条第３項第２号及び第41条第３項第２号中「、附則第９条の３第１項及び附則第９条の３の２第１項」を「及び附則第９条の３第１項」に改める。

附則第42条第１項及び第２項中「令和８年度」を「令和11年度」に改める。

附則第44条第５項第２号、第45条第２項第２号及び第46条第２項第２号中「、附則第９条の３第１項及び附則第９条の３の２第１項」を「及び附則第９条の３第１項」に改める。

附則第46条の２第２項第２号及び第５項第２号並びに第46条の３第２項第２号及び第５項第２号中「、第９条の３第１項及び第９条の３の２第１項」を「及び第９条の３第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、第１条の規定による改正後の岸和田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和７年度分までの固定資産税については、なお従前の例

による。

２　令和６年４月１日から令和８年３月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　平成 30 年４月１日から令和８年３月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

２　この条例の施行の日前の３輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

３　令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第４条　次項に定めるものを除き、新条例の規定は、令和８年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和７年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

２　平成30年４月１日から令和８年３月31日までの間に旧法附則第15条の11第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（岸和田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第５条　岸和田市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「の種別割」を削る。

議案第34号

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項の表６の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報、」を削り、同表７の項中「、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を削り、同表８の項を次のように改める。

８	削除	

第３条第３項の表10の項を次のように改める。

10	削除	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第35号

職員の特殊勤務手当に関する条例の
一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第10条第２項中「800円」を「950円」に、「2,160円」を「2,880円」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

議案第36号

岸和田市市税条例の一部改正について

岸和田市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

岸和田市市税条例の一部を改正する条例

岸和田市市税条例（平成12年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第21条の２第９項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第25条第１項中「及び第26条の３第１項」を「並びに第26条の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第26条の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第26条の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第12条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第46条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第12条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢

16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第26条の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「令第48条の９の７の３」を「令第48条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第317条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第317条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第67条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第９条の３第１項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和７年」を「令和12年」に改める。

附則第９条の４中「又は附則第46条第１項」を「、附則第45条の３第１項又は附則第46条第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第13条中第15項を第23項とし、第９項から第14項までを８項ずつ繰り下げ、第８項の次に次の８項を加える。

９　法附則第15条第24項第１号イに規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。

10　法附則第15条第24項第１号ロに規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。

11　法附則第15条第24項第１号ハに規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。

12　法附則第15条第24項第１号ニに規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。

13　法附則第15条第24項第２号に規定する市の条例で定める割合は、５分の３とする。

14　法附則第15条第24項第３号イに規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。

15　法附則第15条第24項第３号ロに規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。

16　法附則第15条第24項第４号に規定する市の条例で定める割合は、４分の３とする。

附則第13条に次の１項を加える。

24　法附則第15条の11第１項に規定する市の条例で定める割合は、３分の１とする。

附則第42条第２項中「附則第34条の２第５項」を「附則第34条の２第６項」に、「附則第34条の２第10項」を「附則第34条の２第12項」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の２第２項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第45条の２の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第45条の３　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第17条第１項及び第２項並びに第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第45条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第21条から第22条まで、第22条の２第１項、附則第９条第１項及び附則第９条の３第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１

項前段、第22条、第22条の２第１項、附則第９条第１項及び附則第９条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第23条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第45条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第45条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第45条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第25条第１項ただし書、第26条の２及び第26条の３の改正規定並びに附則第６条の改正規定及び附則第９条の３第１項の改正規定並びに次条第１項及び第２項の規定　令和９年１月１日

(2) 第67条の改正規定　令和９年４月１日

(3) 第21条の２第９項の改正規定並びに附則第９条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限る。）、附則第42条の改正規定及び次条第４項の規定　令和10年１月１日

(4) 附則第９条の４の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第45条の２の次に１条を加える改正規定並びに次条第３項及び第５項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の岸和田市市税条例（以下「新条例」という。）第26条の３第１項及び第２項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第26条の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前

の岸和田市市税条例第26条の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

２　前条第１号に掲げる規定による改正後の岸和田市市税条例附則第９条の３第１項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第１項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第１項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

３　前条第４号に掲げる規定による改正後の岸和田市市税条例附則第９条の４の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第５項において「４号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、４号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

４　新条例附則第42条第４項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第３号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第42条第１項の土地等の譲渡について適用する。

５　新条例附則第45条の３の規定は、４号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　新条例第67条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第37号

岸和田市立幼保連携型認定こども園条例の
一部改正について

岸和田市立幼保連携型認定こども園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

岸和田市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

岸和田市立幼保連携型認定こども園条例（令和６年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表岸和田市立春木・大芝こども園の項中「岸和田市春木宮川町11－52」を「岸和田市春木宮川町11番52号」に改め、同項の次に次のように加える。

岸和田市立桜台・光明こども園	岸和田市尾生町五丁目３番40号

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第２条第１項の表岸和田市立春木・大芝こども園の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（岸和田市立保育所条例の一部改正）

２　岸和田市立保育所条例（昭和39年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表岸和田市立桜台保育所の項を削る。

（市立学校園条例の一部改正）

３　市立学校園条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第２条中第８号を削り、第９号を第８号とし、第10号から第18号までを１号ずつ繰り上げる。

（準備行為）

４　この条例による改正後の岸和田市立幼保連携型認定こども園条例第２条第１項に規定する岸和田市立桜台・光明こども園に係る入園の承諾及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第38号

岸和田市介護保険条例の一部改正について

岸和田市介護保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

岸和田市介護保険条例の一部を改正する条例

岸和田市介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１条を加える。

（令和８年度分の保険料の減免の特例）

第12条　市長は、令和８年度分の保険料について、第13条第１項及び第２項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者に対し、申請によらずに減免することができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

議案第39号

岸和田だんじり会館条例等の一部改正について

岸和田だんじり会館条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

岸和田だんじり会館条例等の一部を改正する条例

（岸和田だんじり会館条例の一部改正）

第１条　岸和田だんじり会館条例（平成５年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条の２第１項中「午前10時」を「午前９時」に改め、同条第２項各号列記以外の部分中「次のとおり」を「12月29日から翌年１月３日までの日」に改め、同項各号を削る。

第６条第２項中「、岸和田城天守閣及びきしわだ自然資料館」を「及び岸和田城天守閣」に、「700円」を「900円」に改める。

第14条第１項第４号中「前３号」を「前各号」に改め、同号を同項第６号とし、同項第３号を同項第５号とし、同項第２号を同項第４号とし、同項第１号の次に次の２号を加える。

(2) だんじり会館の利用の料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務

(3) 利用料金の減免及び還付に関する業務

第14条に次の１項を加える。

３　指定管理者が第１項第３号の業務を行う場合においては、第７条及び第８条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「入場料」及び「使用料」とあるのは「利用料金」として同条の規定を適用する。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の１条を加える。

（利用料金）

第15条　第13条第１項の規定によりだんじり会館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第６条の規定にかかわらず、だんじり会館を利用しようとする者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

２　利用料金の額は、第６条の規定による入場料及び使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとする場合もまた同様とする。

３　市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに利用料金の額を告示するものとする。

別表第１中「600円」を「800円」に、「400円」を「540円」に、「300円」を「400円」に、「200円」を「270円」に改める。

別表第２中「500円」を「700円」に、「1,900円」を「2,400円」に改める。

（岸和田城条例の一部改正）

第２条　岸和田城条例（平成19年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「、岸和田だんじり会館及びきしわだ自然資料館」を「及び岸和田だ

んじり会館」に、「700円」を「900円」改める。

16条第１項第４号中「前３号」を「前各号」に改め、同号を同項第６号とし、同項第３号を同項第５号とし、同項第２号を同項第４号とし、同項第１号の次に次の２号を加える。

(2) 岸和田城の利用の料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務

(3) 利用料金の減免及び還付に関する業務

第16条に次の１項を加える。

３　指定管理者が第１項第３号の業務を行う場合においては、第９条及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「入場料」及び「使用料」とあるのは「利用料金」として同条の規定を適用する。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の１条を加える。

（利用料金）

第17条　第15条第１項の規定により岸和田城の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第８条の規定にかかわらず、岸和田城を利用しようとする者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

２　利用料金の額は、第８条の規定による入場料及び使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとする場合もまた同様とする。

３　市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに利用料金の額を告示するものとする。

別表第１中「300円」を「400円」に、「210円」を「280円」に改める。

別表第２中「12,000円」を「12,400円」に改める。

（岸和田市二の丸広場観光交流センター条例の一部改正）

第３条　岸和田市二の丸広場観光交流センター条例（平成23年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「午後６時」を「午後５時」に改める。

（岸和田市営駐車場条例の一部改正）

第４条　岸和田市営駐車場条例（平成５年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第１条の２第１項中「午前９時30分から午後５時30分まで」を「常時開場」に改め、同項ただし書を削り、同条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に改め、「臨時に開場し、若しくは」を削り、同項を同条第２項とする。

第14条第１項第３号中「前２号」を「前各号」に改め、同号を同項第５号とし、同項第２号を同項第４号とし、同項第１号の次に次の２号を加える。

(2) 駐車場の利用の料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務

(3) 利用料金の減免及び不徴収に関する業務

第14条に次の１項を加える。

３　指定管理者が第１項第３号の業務を行う場合においては、第４条及び第５条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」として同条の規定を適用する。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の１条を加える。

（利用料金）

第15条　第13条第１項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第２条の規定にかかわらず、駐車場を利用しようとする者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

２　利用料金の額は、第２条の規定による使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとする場合もまた同様とする。

３　市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに利用料金の額を告示するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

岸和田市営駐車場使用料

区分	使用料	
	２時間まで	２時間を超える１時間までごとに
普通自動車	200円	100円
大型自動車	2,000円	400円

備考

１　普通自動車とは、大型自動車を除いた自動車をいう。

２　大型自動車とは、乗車定員25人以上の乗用自動車及び最大積載重量が２トンを超える貨物自動車をいう。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（きしわだ自然資料館条例の一部改正）

２　きしわだ自然資料館条例（平成７年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第７条中第２項を削り、第３項を第２項とする。

（岸和田だんじり会館条例の一部改正に伴う経過措置）

３　第１条の規定による改正後の岸和田だんじり会館条例の規定は、令和９年４月１日以後の使用に係る許可及び使用料について適用し、同日前の使用に係る許可及び使用料については、なお従前の例による。

（岸和田城条例の一部改正に伴う経過措置）

４　第２条の規定による改正後の岸和田城条例の規定は、令和９年４月１日以後の使用に係る許可及び使用料について適用し、同日前の使用に係る許可及び使用料については、なお従前の例による。

議案第40号

令和８年度岸和田市一般会計補正予算（第１号）

令和８年度岸和田市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97,527,183千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

第１表　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
20 繰越金		1	150	151
	01 繰越金	1	150	151
歳　　入　　合　　計		97,527,033	150	97,527,183

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
10 教育費		9,429,412	150	9,429,562
	01 教育総務費	1,281,080	150	1,281,230
歳　出　合　計		97,527,033	150	97,527,183

議案第41号

令和８年度岸和田市病院事業会計補正予算（第１号）

第１条　令和８年度岸和田市病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和８年度岸和田市病院事業会計予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（合　　計）
	支	出	
第１款　資本的支出	1,799,976千円	100千円	1,800,076千円
第４項　基金積立金	10千円	100千円	110千円

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

議案第42号

和解の追認について

本市は、下記のとおり和解したため、地方自治法第96条第１項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

記

事　　案	和　解　の　概　要
診療報酬の架空請求に係る対象被保険者の診療報酬全額に相当する額を賠償金として支払いを求めるもの。	相手方は、岸和田市に対し、架空請求に係る対象被保険者の診療報酬全額に相当する額を賠償金として金1,415,128円を全23回にわたる分割で納付することにより和解する。 和解日　平成28年３月31日

議案第43号

訴えの提起について

本市は、下記により国民健康保険診療報酬の架空請求に係る和解に基づく金員の支払いを求める訴えを、大阪地方裁判所岸和田支部に提起するため、地方自治法第96条第１項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

記

１　被告となる者

※　一般公開用の議案書においては、個人情報に関する内容は原則として非公開としています。

２　請求の要旨

本市と和解した相手方が、和解に基づく金員の支払いを怠ったため、当該金員の支払いを求める訴訟を提起する。

議案第44号

大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について

大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更するため、地方自治法第286条第１項の規定に基づき、関係市町村と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月２日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第２中「岸和田市」の次に「、泉大津市、」を、「富田林市」の次に「、箕面市」を、「柏原市」の次に「、門真市」を加える。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議案第45号

財産取得について

本市は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

記

１	取得する財産	高規格救急自動車
２	契約の方法	指名競争入札による契約
３	取得予定金額	金２１,９８９,０００円
４	契約の相手方	大阪市西区立売堀一丁目７番15号 大阪トヨペット株式会社　法人営業部 部長　村内　敬一

議案第46号

財産取得について

本市は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

令和８年６月22日提出

岸和田市長　佐　野　英　利

記

１	取得する財産	消防ポンプ自動車
２	契約の方法	指名競争入札による契約
３	取得予定金額	金５８,８５０,０００円
４	契約の相手方	兵庫県三田市テクノパーク 32 番地 株式会社モリタ　関西支店 支店長　髙岡　雄二

一　般　会　計

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
20　繰越金	1	150	151
歳　　入　　合　　計	97,527,033	150	97,527,183

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
10　教育費	9,429,412	150	9,429,562
歳　　出　　合　　計	97,527,033	150	97,527,183

（単位：千円）

補　正　額　の　財　源　内　訳				
特　定　財　源				一　般　財　源
国庫支出金	府支出金	地　方　債	そ　の　他	
0	0	0	0	150
0	0	0	0	150

2　歳　入

（款）20　繰越金　　（項）01　繰越金

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
20 繰越金	1	150	151
01 繰越金	1	150	151
01 繰越金	1	150	151

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
01 繰越金	150	前年度繰越金　150 （財政課）

3　歳　出

（款）　10　教育費　　（項）　01　教育総務費

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	9,429,412	150	9,429,562	0	0	0	150
01 教育総務費	1,281,080	150	1,281,230	0	0	0	150
03 教育センター費	4,603	50	4,653	0	0	0	50
04 教育基金費	4,328	100	4,428	0	0	0	100

（単位：千円）

節		説	明
区　　分	金　　額	事　業　別　区　分	内　　訳
17 備品購入費	50	098100 教育センター運営事業　50 （学校教育課）	17 備品購入費　50 教材器具費　50
24 積立金	100	051800 教育基金積立事業　100 （教育総務部総務課）	24 積立金　100 積立金　100

病　院　事　業　会　計

令和８年度 病院事業会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支　　出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合　計	備考
			千円	千円	千円	
1 資本的支出			1,799,976	100	1,800,076	
	4 基金積立金		10	100	110	
		1 基金積立金	10	100	110	

資本的支出

科	目	既決予定額	補正予定額	合　計
款	1　資　本　的　支　出	1,799,976	100	1,800,076
項	4　基　金　積　立　金	10	100	110

目	既決予定額	補正予定額	合　計	節　の　区　分
1　基　金　積　立　金	10	100	110	1　病院事業基金積立金
計	10	100	110	

（単位：千円）

節の金額	説　　明	備　　考
100	病院事業基金積立金　100	